

ラトビア
特許法

2007年2月15日採択

2011年12月15日変更

目次

第 I 章 総則

- 第 1 条 本法において用いられる用語
- 第 2 条 本法の目的
- 第 3 条 特許分野における法律関係の規制

第 II 章 特許保護の必須条件

- 第 4 条 発明の特許性
- 第 5 条 新規性
- 第 6 条 新規性を害さない公開情報
- 第 7 条 進歩性
- 第 8 条 産業上の利用
- 第 9 条 発明の対象及び特許性のない対象
- 第 10 条 生物工学的発明
- 第 11 条 国防上の利益に影響を及ぼす発明

第 III 章 特許を受ける権利を有する者

- 第 12 条 権利の所有者
- 第 13 条 権利の承認
- 第 14 条 発明者の人格権
- 第 15 条 雇用法律関係の枠内で創出された発明

第 IV 章 特許及び特許出願に起因する権利

- 第 16 条 排他権
- 第 17 条 排他権の範囲
- 第 18 条 排他権の期限
- 第 19 条 生物工学的発明に起因する排他権の範囲
- 第 20 条 特許に起因する排他権の制限
- 第 21 条 権利の消尽
- 第 22 条 先使用の権利

第 V 章 特許庁

- 第 23 条 特許庁の基本的任務
- 第 23.1 条 特許庁の活動に対する国際機構による財政割当
- 第 24 条 特許庁の職員の義務及び制限

第 25 条 特許庁審判部

第 26 条 代理行為

第 VI 章 特許付与の手續

第 27 条 特許出願

第 28 条 特許出願の提出及び出願日

第 29 条 優先権

第 30 条 発明の明細書，クレーム及び要約

第 31 条 発明の単一性

第 32 条 代理の委任

第 33 条 特許出願日の決定

第 34 条 特許出願の方式審査

第 35 条 特許出願を公開

第 36 条 特許出願の補正及び分割

第 37 条 特許出願の実体審査

第 38 条 特許の付与，登録及び公告

第 39 条 審判請求の提出

第 40 条 審判請求の手續

第 41 条 特許付与に対する異議申立

第 42 条 審判請求及び異議申立の審理

第 43 条 特許の効力維持

第 44 条 期限の延期

第 45 条 期限不遵守後の手續

第 46 条 権利の回復

第 47 条 特許登録簿

第 48 条 特許出願及び特許登録簿の情報の公衆閲覧

第 49 条 特許庁における行為に係る国の手数料

第 VII 章 所有権の対象としての特許

第 50 条 特許の所有権の本質

第 51 条 特許及び特許出願の他人への移転

第 52 条 ライセンス契約

第 53 条 オープンライセンス

第 54 条 強制ライセンス

第 VIII 章 特許の無効

第 55 条 早期の特許失効

第 56 条 特許無効の根拠

第 57 条 特許の無効

第 58 条 特許の限定

第 59 条 特許の無効から生じる効果

- 第 IX 章 特許に係る権利の保護
- 第 60 条 発明者の権利の保護
- 第 61 条 排他権に関する警告
- 第 62 条 発明の違法利用(特許侵害)
- 第 63 条 特許の違法利用に係る責任
- 第 64 条 損害賠償及び精神的被害補償の決定に係る手続

- 第 X 章 裁判所における紛争の審理
- 第 65 条 裁判所の管轄権
- 第 66 条 特許事件についての意見
- 第 67 条 権利主張の提出期限

- 第 XI 章 特許協力条約に基づく国際出願
- 第 68 条 国際出願

- 第 XII 章 欧州特許出願及び欧州特許
- 第 69 条 欧州特許出願
- 第 70 条 ラトビアにおける欧州特許出願の法的効果
- 第 71 条 欧州特許の法的効果
- 第 72 条 欧州特許出願又は欧州特許の正本
- 第 73 条 欧州特許の効力維持に係る手数料納付
- 第 74 条 欧州特許出願の国内特許出願への変更
- 第 75 条 同時保護の不可能性

- 第 XIII 章 補充的保護証明書
- 第 76 条 補充的保護証明書の付与に係る規定

経過規定

欧州連合指令に関する参考情報

第 I 章 総則

第 1 条 本法において用いられる用語

本法において、次の各語は以下の意味で用いる。

- 1) 国内特許出願－本法の要件に基づいてラトビア共和国特許庁(以下「特許庁」)になされた特許出願
- 2) 国内特許－国内特許出願に基づいて付与されたラトビア特許
- 3) パリ条約－工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約(1967 年 7 月 14 日にストックホルムにおいて修正され、かつ、1979 年 9 月 28 日に改正されたもの)
- 4) パリ同盟－パリ条約締約国の同盟
- 5) 優先権－パリ条約に基づいて特許出願に付与される優先日
- 6) 特許協力条約－1970 年 6 月 19 日に締結された条約(1979 年 10 月 2 日に修正及び 1984 年 2 月 3 日に変更されたもの)
- 7) 国際出願－特許協力条約締約国において同条約に基づいてなされた出願
- 8) 欧州特許条約－ラトビア共和国が 1973 年 10 月 5 日の欧州特許の付与に関する条約(欧州特許条約)、欧州特許の付与に関する条約第 65 条の適用に関する 2000 年 10 月 17 日の協定及び 1973 年 10 月 5 日の欧州特許の付与に関する条約(欧州特許条約)の改正法律(2000 年 11 月 29 日)に基づく法律により加盟している条約
- 9) 欧州特許出願－欧州特許条約に基づいてなされた特許出願
- 10) 欧州特許－欧州特許庁が欧州特許出願を基礎として欧州特許条約に基づいて付与した特許
- 11) 生物学的材料－遺伝情報を含み、かつ、自己繁殖又は生体系中での繁殖が可能な材料
- 12) 生物工学的発明－生物学的材料から成り若しくは生物学的材料を包含する製品又は生物学的材料を取得し、処理し若しくは用いるための方法に関連する発明
- 13) 微生物学的方法－微生物学的材料が係わっている方法、結果として微生物学的材料を生じる方法又は微生物学的材料を用いて実施された方法
- 14) 生物学的方法－交雑又は淘汰等の全面的に自然現象から成る植物又は動物の生産方法

第 2 条 本法の目的

本法の目的は、発明者及び特許所有者の権利を保護することにより、発明者の活動及び国の産業発展を促進することにある。

第 3 条 特許分野における法律関係の規制

- (1) 特許に関する法律の規定は、欧州特許条約及び特許協力条約の規定又は国際特許出願、欧州特許出願及び欧州特許に関する本法第 XI 章及び第 XII 章の特別規定に別段の規定がない限り、発明の国際出願及び欧州特許出願並びに欧州特許に係る権利、その効力、行使及び保護にも適用する。
- (2) 何人も、他の国の規制法令及び国際協定に基づいて、それらの国において発明を特許にし、利用し、保護する権利を有する。
- (3) ラトビアを拘束する国際協定に本法の規範と異なる規定が含まれている場合は、国際協定の規定を適用する。

第 II 章 特許保護の必須条件

第 4 条 発明の特許性

発明は、新規であり、進歩性を有し、産業上の利用が可能である場合は、如何なる技術分野においても特許により保護される。

第 5 条 新規性

(1) 発明は、技術水準の一部でない場合に新規であるとみなす。

(2) 技術水準には、第 28 条(2)に基づく特許出願日前又は第 29 条に基づく優先日前に、書面若しくは口頭により公衆の利用に供されているか、又はその他の方法で公然に使用されており若しくは公開されているすべての知識を含む。

(3) 第 29 条に基づく出願日が本条(2)にいう日より早い国内特許出願であってこの日以後に公開されたものも技術水準の一部とみなす。この条件は、先の優先権を有する欧州特許出願にも適用する。

(4) (2) 及び(3)の条件は、技術水準から知られる物質又はその組成物の特許性を妨げるものではない。ただし、当該物質又はその組成物が次に該当することを条件とする。

1) 第 8 条(2)にいう方法の利用により使用することが意図されており、かつ、当該使用が技術水準の一部でないこと、又は

2) 1)にいう方法による特定の使用が意図されており、かつ、当該特定の使用が技術水準の一部でないこと

第 6 条 新規性を害さない公開情報

(1) 発明が特許出願日前 6 月以後に公開され、かつ、その公衆への伝達が次に該当する場合は、第 5 条の条件を適用しない。

1) 特許出願人(以下「出願人」)若しくはその法律上の前権利者に対する不正行動、又は

2) 出願人若しくはその法律上の前権利者の発明の実物展示であって、1928 年 11 月 22 日にパリで署名され、1972 年 11 月 30 日に修正された国際博覧会に関する条約に基づいて組織された公式の国際博覧会又はそれと同等の国際博覧会におけるもの

(2) (1)2)の条件は、出願人が特許出願の際に当該発明が当該博覧会において実物展示されたことを宣言し、かつ、出願日から 4 月の期限内にこの事実を証明する書類を提出した場合に限り適用する。

第 7 条 進歩性

(1) 技術水準を考慮に入れて、発明が当該技術の熟練者に自明でない場合は、当該発明には進歩性があるとみなす。

(2) 技術水準が第 5 条(3)にいう特許出願から構成される場合は、進歩性を評価する際にこれらの出願を考慮に入れてはならない。

第 8 条 産業上の利用

(1) 何れかの種類の工業、農業又はその他の経済分野において発明の対象を製造すること又は使用することができる場合は、当該発明は産業上の利用が可能であるとみなす。

(2) 人間又は動物の体に関して用いられる治療上又は外科上の処置方法及び診断方法は、産業上の利用が可能であるとはみなさない。この除外は、前記の方法を用いる際に使用される装置及び物質又はその組成物には適用しない。

第9条 発明の対象及び特許性のない対象

(1) 発明の対象は、装置、方法、物質、物質の組成物又は生物学的材料とする。

(2) 本法においては、次のものは発明とみなさない。

1) 発見、科学的理論及び数学的方法

2) 審美的創作物

3) 商業活動及びゲームのための計画、知的活動及び方法、並びにコンピュータ・プログラム、及び

4) 情報の提示方法

(3) (2)にいう対象に対する特許付与は、これらの対象自体に対しての特許保護が求められる場合は、不可能とされる。

(4) 公開すること又は利用することが社会の公序良俗に反する発明に特許を付与してはならない。ただし、特許を付与しない決定は、当該利用が規制又は行政法規により禁止されていることのみに基づいて下してはならない。

第10条 生物工学的発明

(1) 次の生物工学的発明には特許を付与する。

1) 既に自然界に存在しているものであっても、自然環境から分離されたか又は技術的方法により生産された生物学的材料を包含し、

2) 発明の技術的性質が発明自体を特定の植物又は動物の品種に限定しない植物又は動物に関連し、かつ

3) 植物若しくは動物の品種を除き、微生物学的若しくはその他の技術的方法又は当該方法により取得した製品に関連するもの

(2) 植物若しくは動物の品種又は植物若しくは動物の品種の生産のための基本的に生物学的な方法には特許を付与しない。

(3) 第9条(4)に基づいて、次のものに関連する生物工学的発明には特許を付与しない。

1) 人間のクローン化

2) 生殖細胞における人間の遺伝子的同一性の変更

3) 工業又は商業目的での人間の胚の利用、及び

4) 動物の遺伝子的同一性を変更するための方法であって、人間若しくは動物又は当該方法から生じる動物に重要な医学的効果を及ぼすことなしに動物に苦痛を引き起こす可能性が高いもの

(4) 形成及び発育の様々な段階における人体並びにその要素の1(遺伝子の配列又は部分配列を含む)の単なる発見は、特許発明になることができない。

(5) 人体から分離されたか又はその他技術的方法により生産された要素(遺伝子の配列又は部分配列を含む)は、その構造が自然の要素と同一であっても、特許を受けることができる。

(6) 遺伝子の配列又は部分配列の産業上の利用は、特許出願において開示しなければならない。

第 11 条 国防上の利益に影響を及ぼす発明

(1) 発明が国防上の利益に影響を及ぼす場合は、国防大臣は、これを秘密発明の状態にすることができる。

(2) 発明が秘密と認められる場合は、特許庁は、本法に定める手続に従って特許の付与について決定する。特許出願及び付与された特許の公告に関する第 35 条及び第 38 条の条件は、特許の付与の手続に適用してはならず、国の手数料の納付要件も、当該特許公告に適用してはならない。特許出願及び特許は、秘密状態の解除後であって特許公開(公告)に係る国の手数料の納付後に公告される。

(3) 秘密発明に対する特許所有者の所有者権の範囲は、国防大臣との合意により決定される。当該発明に対する特許所有者権は、相続することができる。特許所有者及び国防大臣が当該発明の利用の補償額について合意できない場合は、その額は、民事訴訟法に定める手続に従って裁判所がこれを決定する。

第 III 章 特許を受ける権利を有する者

第 12 条 権利の所有者

- (1) 発明者又はその権原承継人は、特許を受ける権利を有する。
- (2) 複数の者が共同で発明を創出した場合は、これらの者は特許を受ける同等の権利を有する。
- (3) 複数の者が互いに独立して発明を創出した場合は、特許を受ける権利は、特許出願の出願日が先の者に属する。ただし、当該先の出願が公開されていることを条件とする。

第 13 条 権利の承認

- (1) 特許出願を行う権利のない者が特許出願を行った場合又は既に当該人に特許が付与されている場合は、第 12 条に基づいて特許を受ける権利を有し、かつ、関係証拠も有する者は、特許出願又は特許に係る権利を承認させ、これを自己に移転させるための権利主張を裁判所に提起することができる。
- (2) ある者が第 12 条(2)に基づいて他人と共に特許を受ける共同の権利を有する場合において、当該権利が守られなかったときは、これらの者は、(1)に定める手続に基づいて、当該他人と共に当該特許の出願人又は所有者として認められるよう請求することができる。
- (3) (1)及び(2)に規定する権利は、特許付与の通知が特許庁公報に公告された日から 2 年以内に行使しなければならない。特許を受ける権利のない者が特許出願の際に悪意で行動した場合又は特許の所有者権が当該人に移転されていた場合は、当該期限の制限は適用しない。
- (4) 特許出願又は特許に係る権利の承認に関して裁判所に訴訟を提起した者は、遅滞なくその旨を特許庁に通知しなければならない。特許庁公報における特許出願公開に先立って訴訟が提起された場合又は特許出願がその他の方法により社会に開示された場合は、特許庁、裁判所及び当該事件の関係人は、当該特許出願の本質に関して必要な秘密を遵守しなければならない。
- (5) 裁判所の判決が自己に有利に下された者は、その写しを特許庁に提出するものとし、同庁は、特許出願を審査する際に、有効な判決に基づく所有者権の変更及びその他の修正を考慮に入れなければならない。また、出願が既に公開されている場合は、特許登録簿に記入して、関係通知を特許庁公報に公告する。

第 14 条 発明者の人格権

特許出願人又は特許所有者の如何に拘りなく、発明者は、次のものに関する奪うことのできない人格権を有する。

- 1) 発明者の資格－発明者として認められる権利
- 2) 名称－特許出願書類並びに発明の特許付与に関するすべての書類及び刊行物において発明者として表示される権利又はその名称が表示されないよう書面により特許庁に請求して、当該権利を放棄する権利

第 15 条 雇用法律関係の枠内で創出された発明

- (1) 特許出願がなされている発明が従業者により行われた場合において、その者の職務に次のものが含まれるときは、使用者が特許を受ける権利を有する。

1) 発明者の活動, 及び

2) 技術開発に係る研究, 設計及び構築又は準備

(2) 従業者の職務が(1)の条件は含まないが, 使用者の活動分野に関係している場合は, 特許を受ける権利は発明者に属する。この場合の使用人は, 他人にライセンスを付与する権利のない非排他的ライセンシーとして発明を利用する権利を有する。使用者の事業が移転されて他人の所有になる場合は, 発明利用の権利は, その事業と共に使用者の権利の法的承継人に移転する。他の態様での当該権利の移転は認められない。

(3) (1)の条件に基づいて発明を創出した従業者は, その旨を直ちに書面で使用者に通知し, かつ, 当該発明を評価するための書類を提出しなければならない。

(4) 使用者が発明に係る権利を放棄するか又は当該権利を行使する意図に関して3月の期限内に従業者に通知しない場合は, 発明に係る権利は, 従業者に移転する。

(5) 特許庁への特許出願の前は, 使用者及び従業者は, 発明の本質の第三者への開示を控えなくてはならない。

(6) (1)にいう発明の創出及び利用についての追加的報酬に係る使用者と従業者との間の法律関係は, 雇用契約又は団体協約の中で定める。

(7) 特許を受ける権利に関して, (1)又は(2)の条件と異なる条件の契約を締結することができる。

第 IV 章 特許及び特許出願に起因する権利

第 16 条 排他権

(1) 特許は、その所有者に排他権を保証する。特許所有者の許可のない第三者は、次のことをしてはならない。

- 1) 特許製品を生産し、販売の申出をし、その他の方法で市場に頒布し、使用し、また、輸入し、輸出し、更にこれらの目的で貯蔵すること
- 2) 特許方法を用いること
- 3) 特許方法により直接取得した製品について販売の申出をし、その他の方法で市場に頒布し、使用し、また、輸入し、輸出し、更にこれらの目的で貯蔵すること
- 4) 第三者が、特許製品の本質的な要素が発明の実施に適しており、かつ、意図されていることを知っていたか又は関係する事情から知っているべきであった場合において、当該要素を供給し又はその供給の申出をすること

(2) (1)4)の条件は、発明の実施のための本質的な要素が一般的市販品である場合は適用しない。ただし、第三者が、当該供給によって、(1)にいう活動を行うよう誘導する場合はこの限りでない。

第 17 条 排他権の範囲

(1) 特許に起因する排他権の範囲は、特許のクレームによって決定される。発明の明細書及び図面は、発明の解釈のために用いることができる。

(2) 特許侵害の場合に特許に起因する排他権の範囲を評価する際には、分析されるべき対象の要素としてクレーム中で言及されている特徴の同等物も考慮するものとする。分析されるべき対象の要素は、特許侵害中に、当該要素が、クレーム中で言及されている特徴と同一の機能を同一の態様で果たし、同一の結果を生じており、かつ、分析されるべき対象の同等の要素を用いて同一の結果を獲得できことが当該技術の熟練者に明白である場合は、クレーム中で言及されている特徴と同等であるとみなす。

(3) 発明の明細書及び図面は、特許のクレームの拡大解釈に用いてはならない。

第 18 条 排他権の期限

(1) 排他権は、特許付与に関する通知の公告日に全面的に効力を生じ、特許出願日から 20 年以内に失効する。

(2) 発明には、第 35 条に定める手続に基づいて特許出願の公開日から特許の付与日までの期限内で、仮の法的保護が与えられる。この期限内に第三者が出願人の同意なしに特許を受けるべき発明を利用した場合は、特許所有者は、補償を請求することができる。

(3) 補償の決定の際には、発明の利用者の善意の有無を考慮に入れる。

第 19 条 生物工学的発明に起因する排他権の範囲

(1) 発明の結果として顕著な特性を取得した生物学的材料に対して特許により与えられる保護は、最初の生物学的材料から増殖により直接得られた、同一の又は異なる形態であって同一の特性を有する生物学的材料に適用される。

(2) 発明の結果として顕著な特性を取得した生物学的材料を処理する方法に対して特許によ

り与えられる保護は、当該方法により直接得られた生物学的材料及び当該直接得られた生物学的材料から得られた同一の又は異なる形態であつて同一の特性を有するその他の生物学的材料にも適用される。

(3) 遺伝情報を含むか又は遺伝情報から成る製品に対して特許により与えられる保護は、当該製品を包含し、かつ、遺伝情報を含んでその機能を果たす材料全体(人体又はその要素を除く)にも適用される。(第10条(4))

(4) 特許所有者又はその同意を得た者が農業目的で植物増殖材料を農業家に販売するか又はその他の方法で提供し、かつ、そのことが、当該農業家が自己の農地における生産製品を増殖用に利用することについての許可をも意味する場合は、(1)、(2)及び(3)は、共同体植物品種権に関する1994年7月27日の理事会規則(EC)No. 2100/94第14条又は植物品種保護法第24条に定めるものと合致する範囲及び条件では適用されない。

(5) 特許所有者又はその同意を得た者が繁殖動物又は当該動物の繁殖材料を農業家に販売するか又はその他の方法で提供し、かつ、そのことが、当該農業家が特許により保護された家畜を農業目的で利用することについての許可をも意味する場合は、(1)、(2)及び(3)は適用されない。この同意には、農業活動を行うための動物又はその他の動物繁殖材料の提供の申出は含まれるが、商業的増殖のための又はその目的での販売は含まれない。

第20条 特許に起因する排他権の制限

特許に起因する排他権は、次に関しては及ばない。

- 1) 個人的な必要性及び非商業目的のために行われる活動
- 2) 実験又は調査活動
- 3) 特許発明の対象の検査及び特許されているか又は補充的保護証明書により保護されている医薬品又は植物保護製品の研究であつて、これらの市場頒布の許可を取得するために行われるもの
- 4) 薬局での医師の処方による医薬品の個々の調合及びそのようにして調合された医薬品を用いる活動
- 5) ラトビア領域内に一時的又は偶発的に存在する外国の輸送手段の構造又は利用における発明の利用。ただし、発明が当該輸送手段のためにのみ利用される場合に限る。

第21条 権利の消尽

(1) 特許所有者自ら又はその同意を得た他人が特許製品を欧州経済領域内の経済流通に置いた場合は、当該特許に起因する権利は、欧州経済領域において特許製品を用いて行われた活動には及ばない。ただし、特許所有者が当該製品のそれ以後の経済流通に反対する法的根拠を有する場合はこの限りでない。

(2) 第19条(1)、(2)及び(3)にいう保護は、生物学的材料を増殖することにより得られた生物学的材料であつて、特許所有者自ら又はその同意を得た他人が欧州経済領域内の経済流通に置いたものには及ばない。ただし、得られた材料をその後別の増殖に利用してはならないとの条件で当該生物学的材料が販売された目的上、増殖が当該生物学的材料の利用から直接生じたものである場合に限る。

第 22 条 先使用の権利

(1) 特許発明の出願日又は優先日前に、ラトビア領域内において善意で発明を商業目的で利用したか又は当該利用のために必要な準備を行った者は、妨害を受けることなく、かつ、特許所有者に報酬を支払うことなく、その後も、準備段階で計画した範囲で当該発明を商業目的で利用することができる。

(2) 先使用の権利は、(1)の意味で発明が利用された事業又はその一部と共にする場合に限り、他人に移転することができる。

第 V 章 特許庁

第 23 条 特許庁の基本的任務

特許庁は、規制法令に定める権限の枠内で、工業所有権の登録を確保し、また公報における登録簿の情報をハードコピー又は電子形態で公表することにより及びハンガリーにおける当該権利の保護の必要性に関する認知度を促進することにより、工業所有権の分野における国の政策を実施する。

第 23.1 条 特許庁の活動に対する国際機構による財政割当

ラトビア共和国の領域における工業所有権の付与及び効力維持に対する欧州特許庁及び世界知的所有権機関による財政割当は、特許庁の歳入となる。

第 24 条 特許庁の職員の義務及び制限

(1) 特許庁の職員は、審査の結果に基づき、独立して、かつ、工業所有権の分野における規制法令に従い、特許庁の代理として、特許の付与又は商標、意匠、半導体製品の回路配置若しくは補充的保護証明書に登録に関して決定を下す。

(2) 特許庁の職員は、特許庁に勤務する間及び特許庁との雇用関係の終了後 1 年間は、特許出願を行うこと、相続の場合を除いて特許庁が付与した又は付与する特許を直接若しくは間接に取得すること、又は特許に起因する如何なる権利も取得することはできない。当該人の特許庁との雇用関係の終了後 1 年間の期限内に関係出願を行った場合は、当該人の当該特許出願に対して優先権を付与してはならない。

第 25 条 特許庁審判部

(1) 特許庁審判部(以下「審判部」)は、特許、商標、意匠及び半導体製品の回路配置に関する紛争の審理のための特許庁の構成単位として設立された合議制意思決定機関である。

(2) 司法大臣は、特許庁長官の提案により、審判部の構成員数を決定し、かつ、審判部構成員を 3 年の任期で任命する。構成員の 1 を審判部の審判長として承認する。特許庁の代表並びに科学、技術及び法律の専門家を審判部の構成に含める。

(3) 審判部は、審判請求書又は異議申立書に基づいて、特許、商標、意匠及び半導体製品の回路配置に関する紛争を審理する。特定事件の審理のための審判部の構成は、事件の内容、審判部構成委員の能力及び仕事量を考慮に入れて、審判部の審判長により承認されなければならない。何れの審判請求及び異議申立も、奇数の審判部構成員により審理されるものとするが、その人数は 3 以上とし、かつ、そのうちの少なくとも 1 は弁護士、また少なくとも 1 は特許庁の職員でない専門家でなければならない。必要に応じて審判部は、紛争事件において意見を徴するために、独立の専門家を招致することができる。

(4) 特許庁において関係出願の前の審査を行った者は、審判請求又は異議申立の審理に係る審判部の構成に含めてはならない。審判部構成員は、個人として直接又は間接に事件の成り行きに利害関係を有する場合又はその者の不偏性について理由のある疑義を生じさせるその他の事情が存在する場合は、当該事件の審理に参加することはできない。事件の関係人は、審判部構成員の忌避を申し立てることができる。忌避申立に関する決定は、審判部の関係合議体が下す。

(5) 決定を下す際には、審判部構成員は独立の存在であり、命令又はその他の影響力に服す

ることがあってはならない。決定は、単純過半数の票決により下すものとする。事件の審理に参加した審判部構成員は、票決を棄権することができない。

(6) 審判部は、本法、商標及び地理的表示に関する法律、意匠に関する法律及び半導体製品の回路配置保護に関する法律に定める手続に基づいて審判請求及び異議申立を審理する。

第 26 条 代理行為

(1) 住所若しくは居所がラトビアにない、又はラトビア領域内の事業の所有者でない法人又は自然人は、特許庁において、職業特許弁護士によって代理されなければならない。

(2) 住所若しくは居所がラトビアにある、又はラトビア領域内の事業の所有者である法人又は自然人は、特許庁において自ら若しくはその従業者により又は委任を受けた代理人を通じて行動することができる。この代理人は、職業特許弁護士でなくてもよい。

(3) 特許庁は、職業特許弁護士登録簿を備えるものとする。職業特許弁護士は、特定の専門分野を有することができる。内閣は、職業特許弁護士登録簿に記入する事項の内容、登録簿修正のために納付すべき国の手数料額及びその納付の手続、並びに当該登録簿の維持についての手続を定める。

(4) 自然人のデータに限って職業特許弁護士登録簿に記入することができるが、ただし、当該人が次の要件を満たす場合を条件とする。

1) 当該人がラトビア又は他の欧州連合加盟国の国民であること

2) 当該人が第 2 次段階の学問上又は職業上の高等教育を受けていること(外国の高等教育機関が交付した関係専門分野における免状はラトビアで承認されなければならない。)

3) 当該人が工業所有権保護の分野において、国際及び国内の工業所有権機関における活動を含めて少なくとも 3 年の勤務経験を有すること。この場合は、適合する書類によってそれが確認されなければならない。

4) 当該人が、内閣が定める手続に基づく特許弁護士の資格試験に合格し、国の手数料を納付していること。特許弁護士の資格試験に合格するために納付すべき国の手数料額及びその納付の手続は内閣が決定する。及び

5) 特許庁との通信のためのラトビア領域内の宛先が表示されていること

(5) (4) 2), 3) 及び 4) は、ラトビアの規制法規に従って他の欧州連合加盟国において職業特許弁護士として行動する権利を有する欧州連合市民には適用しない。当該人は、職業特許弁護士として行動する権利を確認する書類を提出しなければならない。

(6) 次の者は、職業特許弁護士登録簿から除外する。

1) 職業特許弁護士登録簿から自らを除外すべき旨の請求書を提出した者

2) もはやラトビア又は他の欧州連合加盟国の国民ではなくなった者

3) 法律に定める手続に従って行動する資格を有しないと認定された者

4) 死亡した者又は行方が知れない者

5) 裁判所の判決に基づいて特許弁護士として行動することが禁じられている者、又は

6) (4) 1), 2) 又は 3) にいう情報を偽って表示した者

(7) 職業特許弁護士登録簿は、特許庁に備えるものとし、すべての利害関係人の閲覧に供する。特許庁は、少なくとも年 2 回、職業特許弁護士の一覧を特許庁公報において公表する。

第 VI 章 特許付与の手続

第 27 条 特許出願

- (1) 特許出願書類には次のものを含めなければならない。
- 1) 特許付与を求める願書
 - 2) 発明の明細書
 - 3) 1 又は 2 以上のクレーム
 - 4) 明細書又はクレームにおいて図面に言及がある場合は、その図面、及び
 - 5) 要約
- (2) 内閣は、特許出願の基準及び内容を定める。

第 28 条 特許出願の提出及び出願日

- (1) 発明に係る特許を取得しようとする者は、特許出願を特許庁にしなければならない。
- (2) 特許庁が少なくとも次のものを受領した日を特許出願の出願日(以下「出願日」と)みなす。
- 1) 特許付与を求める願書
 - 2) 出願人を特定できる情報及び連絡先情報、及び
 - 3) 文面上、明細書又は先の出願への言及と見なされる明細書の部分
- (3) (2) 1) 及び 2) にいう情報はラトビア語で提出しなければならないが、出願日を決定するための 3) にいう出願書類の部分は、他の言語で提出することができる。
- (4) (2) 3) にいう先になされた特許出願への言及においては、当該先の出願の出願日、出願番号及び出願国を表示しなければならない。
- (5) 特許出願書類は、ラトビア語により提出しなければならない。出願日の決定のための出願書類が他の言語により提出された場合は、出願人は、3 月の期限内に、そのラトビア語への翻訳文を提出しなければならない。翻訳文が所定の期間内に提出されなかった場合は、当該出願は取り下げられたものとみなす。出願に関するその後のすべての手続及び通信は、ラトビア語により行わなければならない。
- (6) 出願人は、出願から 1 月の期限内に、国の手数料を納付し、その納付を証明する書類を提出しなければならない。この期限を過ぎた場合は、出願は行われなかったものとみなす。
- (7) 発明が、公衆の利用に供されず、当該技術の熟練者が実施可能なように出願書類において説明することができない生物学的材料の利用を必要とする場合は、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関する 1977 年 4 月 28 日のブダペスト条約に基づいて、国際的に認められた寄託機関への当該生物学的材料の寄託に関する陳述書を出願書類とともに提出しなければならない。寄託された生物学的材料が当該国際的に認められた寄託機関において利用することができなくなった場合は、当該材料を本項にいう条約に定めているのと同じ条件で再寄託することができる。内閣は、生物学的材料を利用するための手続を定める。

第 29 条 優先権

- (1) 決められた手続に従ってパリ同盟の加盟国、世界貿易機関の加盟国又は優先権の承認に関する協定をラトビアが締結している他の国若しくは連合組織に特許出願又は実用新案出願を行った者又はその権原承継人は、同じ発明に関してラトビアにおいて特許出願を行う時は、

最初の出願日から 12 月の期限内は優先権を有する。

(2) 優先権を決定するに際しては、次期の出願の出願日において先の最初の特許出願が取り下げられ、放棄され若しくは拒絶されているか、公開されていないか、如何なる権利も存続していないか、又は優先権主張の基礎とされたことがない場合は、先の最初の出願が関係したのと同じの発明に係る次期の出願を先の出願とみなす。この時から、先の出願を優先権主張の基礎とすることはできない。

(3) 優先権を行使しようとする出願人は、特許出願と同時に、請求する優先権出願に係る出願日及び当該出願を行った国並びに出願番号を表示して優先権の請求書を提出しなければならない。優先権請求書は、先の優先日から 16 月の期限内に提出又は変更することができる。出願人が第 35 条(4)に基づく請求を行った場合は、請求書を提出又は変更することができない。当該先の出願を受領した機関により原本との合致が認証された当該先の出願の写しは、優先権を証明する書類であるものとする。当該書類は、先の優先日から 16 月の期限内に特許庁に提出しなければならない。

(4) 出願人は、特許出願において複数の優先権を請求することができる。複数の優先権が請求された場合は、優先日に開始する期限は、最先の優先権の日から開始するものとする。

(5) 1 の特許出願に対して 1 又は複数の優先権が主張されている場合は、優先権は、特許出願書類に表示され、かつ、優先権が請求されている 1 の発明の特徴にのみ適用される。

(6) 優先権が請求されている発明の一定の特徴が先の出願のクレームにおいて言及されていない場合において、先の出願書類が全体として当該特徴を具体的に開示しているときは、優先権を付与することができる。

(7) 先の出願がラトビア語によって提出されておらず、かつ、それが後に出願された発明の特許性に関する紛争において重要性を有する場合は、第 28 条(5)の条件を適用する。

第 30 条 発明の明細書、クレーム及び要約

(1) 発明の明細書は、当該技術の熟練者が当該発明を実施可能なように明確かつ完全に記載されるものでなければならない。発明は、科学的に証明された自然の法則と矛盾してはならない。

(2) クレームは、発明の技術的特徴を用いて、特許保護を求めている対象及び発明の保護範囲を決定するものでなければならない。クレームは、明確かつ簡潔なものとし、明細書により裏付けられていなければならない。

(3) 特許出願に 10 を超えるクレームが含まれている場合は、出願人は、出願について納付すべき国の手数料に加えて、11 番目以降の各クレームについて手数料を納付しなければならない。クレームに係る国の手数料は、出願から 1 月以内に納付しなければならない。クレームに係る国の手数料が所定の期限内に納付されなかった場合は、期限不遵守に関する通知の受領から 1 月以内に納付することもできる。この期限後は、国の手数料が納付されなかったクレームは、提出されなかったものとみなす。

(4) 要約には技術情報のみを含めるものとし、この情報を他の目的で(例えば発明の保護範囲の決定のために)考慮に入れてはならない。

第 31 条 発明の単一性

(1) 1 の特許出願においては、1 の発明又は単一概念により結合された 1 の発明群について

1の特許のみを求めることができる。

(2) 発明群について保護が求められている場合において、その発明群を全体として見たときに、そこに含まれる各発明の現存する技術水準との相違を決定する1又は複数かつ同一又は同様の特別の技術的特徴を伴う技術的関連により結合された発明群に対して保護が求められているときは、発明の単一性の条件が満たされているものとみなす。

(3) 発明群は、個々の発明が別々のクレームに編成されているか又は1の共通クレームにおいて選択肢として編成されているかに拘りなく、単一の概念により結合されていなければならない。

第32条 代理の委任

(1) 代理人を通じて出願を行う場合は、当該代理

人への委任を証明する書類を出願に添付しなければならない。内閣は、委任の手続を定める。

(2) 外国出願人は、第26条に従い、職業特許弁護士を通じてのみ、特許出願を行い、通信を行い、また、特許庁及び審判部におけるその後のすべての活動を行わなければならない。

(3) 代理の委任に係る書類は、特許出願と同時に又は当該書類の欠如に関する通知の受領後3月の期限内に提出しなければならない。代理の委任に係る書類が所定の期限内に提出されなかった場合は、代理人は委任されていないものとみなし、同人が行った行為は、出願資料の提出を除いて、行われなかったものとみなす。

第33条 特許出願日の決定

(1) 特許庁は、提出された書類が第28条の条件を満たしているか否かについて審査する。提出された書類が第28条(2)、(3)及び(4)の要件を満たしている場合は、特許庁は、出願日を決定し、これを出願人に通知する。

(2) 出願が第28条(2)、(3)及び(4)の要件を満たしていないか又は部分的にのみ満たしている場合は、特許庁は、当該不遵守について説明してこのことを出願人に通知し、かつ、指摘された不備を除去するための2月の期限を決定する。

(3) 特許庁が提出された書類を審査して、明細書又はクレームにおいて言及されている発明の明細書及び図面の一部が特許出願書類に存在しないと判断した場合は、同庁は、明細書又は図面の欠落部分を2月の期限内に送付するよう求める通知を出願人に送付する。

(4) 明細書又は図面の欠落部分が出願日後ではあるが出願日又は(3)にいう通知の送付から2月の期限内に提出された場合は、特許庁は、明細書又は図面の欠落部分を受領した日を出願日と定める。ただし、当該欠落部分が提出から1月以内に取り下げられた場合はこの限りでない。

(5) 明細書又は図面の欠落部分が(4)にいう期限内に提出され、かつ、先の出願の優先権が特許出願において請求されている場合は、(明細書又は図面の欠落部分が先の出願に完全に含まれていたと仮定して)第28条(1)の要件が満たされた日を出願日として維持する。ただし、出願人がその旨の請求を表明し、かつ、先の出願の写しを提出することを条件とする。当該写しがラトビア語によるものでない場合は、定められた手続に従って認証された翻訳文を第28条(5)にいう期限内に提出しなければならない。

(6) 出願人が明細書又は図面の欠落部分を所定の期限内に提出しなかった場合は、明細書又は図面の当該部分への言及は存在しないものとみなす。

第 34 条 特許出願の方式審査

(1) 特許出願に出願日が決定された場合は、特許庁は、当該出願が第 6 条(2)、第 28 条(5)、(6)及び(7)、第 29 条(3)、第 30 条(3)並びに第 32 条の要件を満たしているか否かを審査する。この審査は、出願の特許庁への出願日から 3 月以内に行う。特許庁は、この期間内に、公開のための要約を作成する。

(2) 特許出願が所定の要件を満たしている場合は、特許庁は、方式審査の完了及び出願の公開日を出願人に通知する。

(3) 特許出願が所定の要件を満たしていないか又は部分的にのみ満たしている場合は、特許庁は、当該不遵守について説明してこのことを出願人に通知し、かつ、不備を除去し、不備についての考えを表明するための 3 月の期限を決定する。

(4) 出願人が特許庁から指摘された不備を除去しなかった場合は、出願は拒絶される。出願人は、これについて書面による通知を受ける。

第 35 条 特許出願の公開

(1) 特許庁は、出願日又は優先権が請求されている場合は出願の最先の優先日から 18 月後に速やかに、当該出願を公開する。

(2) その公開には、次のものが含まれる。

- 1) 特許出願に関する通知の特許庁公報における公告、及び
- 2) すべての者が、内閣が定める金額を納付することにより、特許庁において特許出願資料を閲覧すること及び関係発明出願資料の写しを受領することができる権利

(3) 公告には、次のものが含まれる。

- 1) 発明者(名称が記載される権利を放棄していない場合)、出願人及び代理人(存在する場合)に関する情報
- 2) 発明の名称
- 3) 国際特許分類の分類記号
- 4) 特許出願番号、出願日、特許公告日及び公告番号
- 5) 優先権に関する情報、及び
- 6) 出願の要約

(4) 出願人の請求があったときは、特許出願を 18 月の期限前に公開することができるが、方式審査の完了について出願人が通知を受けた後に限る。

第 36 条 特許出願の補正及び分割

(1) 出願人は、特許付与に関する特許庁の通知が公告される日まで、自発的に、特許出願において補正を 1 回行う権利を有する。ただし、これが発明の本質を変更せず、また、クレームの範囲を超えないことを条件とする。当該補正は、特許庁の要求に基づいても行うことができる。何れの場合においても、特許出願審査の期間を相応に延長する。出願人が自発的に補正を行う場合は、補正に係る国の手数料を納付しなければならない。内閣は、特許出願の補正を提出するための手続を定める。

(2) 出願人は、特許付与に関する特許庁の通知が第 38 条(1)に基づいて公告される日まで、特許出願の範囲を超えることなく、当該出願をその各々について、元の出願の出願日及び優

先日が維持して2以上の出願に分割することができる。本条、第27条、第28条(1)、(5)及び(6)、第30条、第31条並びに第32条の要件を各分割出願に適用する。出願人が、出願の分割に関する請求を特許庁が受領した日から3月以内に分割特許出願に関する所定の書類及び資料を提出しなかった場合又は所定の国の手数料を納付しなかった場合は、分割出願は取り下げられたものとみなす。

第37条 特許出願の実体審査

(1) 特許庁は、特許出願が第8条(2)、第9条、第10条、第30条(1)及び(2)並びに第36条の要件を満たしているか否かを審査する。出願の審査中は、特許庁は、第5条、第7条及び第8条(1)の要件に適合する発明の特許性審査を行ってはならない。

(2) 出願人が発明の単一性に関する第31条の要件を満たしていない場合は、特許出願に関するその後の処理は、出願の最初のクレームに関してのみ維持されるものとする。ただし、出願人が、前記の条の要件の不遵守に関する特許庁の通知に対する答弁の際に、出願の分割に関して特許庁に通知していないか、又は当該発明若しくは発明群に関するクレームであって、発明の単一性に関する要件に合うもののみを審理するよう請求しなかった場合は、この限りでない。内閣は、分割特許出願をするための手続を定める。

(3) 特許出願が本条の要件に合っていないか又は部分的にのみ合っている場合は、特許庁は、当該不遵守について説明して、このことを出願人に通知し、かつ、指摘された不備を除去するための3月の期限を決定する。

(4) 出願人が、特許庁により指摘された不備を除去しなかった場合は、特許庁は、出願の拒絶に関する決定を下す。これは、書面により出願人に通知するものとする。

第38条 特許の付与、登録及び公告

(1) 特許出願が第37条(1)の要件を満たす場合は、特許庁は、特許付与について決定を下す。決定は書面により出願人に通知するものとし、また、特許公告及び特許登録簿への登録に係る国の手数料を納付しなければならない3月の期限を決定する。国の手数料が納付された場合は、特許庁は、特許付与に関する通知を速やかに特許庁公報において公告する。同時に、特許庁は、特許の書誌的データ、発明の要約、発明の明細書、クレーム及び必要な場合の図面を含む詳細な特許公告を作成する。

(2) 通知には、次のものを含める。

- 1) 発明者(名称が記載される権利を放棄している場合を除く)、特許所有者及び代理人(存在する場合)に関する情報
- 2) 発明の名称
- 3) 国際特許分類の分類記号
- 4) 特許出願番号、出願日、出願公開日及び特許番号(第35条(3)4)に基づく公告番号)
- 5) 優先権に関する情報、及び
- 6) 特許クレーム

(3) 特許付与に関する決定が第35条(1)及び(4)にいう期限到来前に下された場合は、特許付与に関する通知は、特許出願の公開と同時に公告する。

(4) 特許は、特許庁公報における特許付与通知の公告と同時に、特許登録簿に登録する。特許庁は、内閣がその見本を定める特許証を特許所有者に交付する。

(5) 出願人が、(1)に基づく所定の期限内に特許公告及び特許登録簿への登録に係る国の手数料を納付しなかった場合は、特許は付与されない。

(6) 特許所有者は、特許付与通知に関する情報において発見した修正箇所又は誤記について、所有者の名称の変更について又は代理人の変更について、速やかに特許庁に通知しなければならない。所定の国の手数料が納付された場合は、特許庁は、許された修正を特許登録簿に記入し、なされた修正に関する通知を特許庁公報に公告及び特許所有者に送付する。特許庁がなした誤記については、無償で訂正される。

第 39 条 審判請求の提出

出願人又は特許庁の決定の他の名宛人(特許所有者、前の特許所有者、権原承継人、ライセンシー)が、出願審査の結果又は特許付与に関する手続の他の段階で下された特許庁の決定に全面的又は部分的に同意しない場合は、当該人は、決定の受領日後 3 月以内に、国の関係手数料を納付した上で、証拠に裏付けられた審判請求書を特許庁に提出することができる。審判請求が提出された場合は、特許庁の決定の実施は停止する。

第 40 条 審判請求の手続

(1) 特許庁は、提出された審判請求に証拠の裏付けがあると認めるときは、遅滞なく、関係決定を撤回するか又は訂正する。

(2) 決定の撤回又は訂正が第三者の権利若しくは法的利害に係わる可能性がある場合又は審判請求の提出後 2 週間以内に(1)に規定する手続に基づいて決定を撤回若しくは訂正しなかった場合は、特許庁は、当該審判請求を審理のために審判部に付託する。

(3) 特許庁が前に自ら下した決定を撤回又は訂正し、かつ、審判請求人がこれに納得する場合は、審判請求人は、審判請求を取り下げなければならない。審判請求の提出時に納付した国の手数料は、行政手続法に定める手続に従って還付される。

(4) 特許庁が前に自ら下した決定を訂正し、かつ、審判請求人がこれに納得しない場合は、審判請求人は、当該決定の受領後 3 月以内に、そのことを特許庁に通知するものとする。特許庁は、遅滞なく、当該審判請求を審理のために審判部に付託する。

(5) 審判部における審判請求の審理までは、審判請求人は、提出した審判請求を明確にし、また、補足することができる。

第 41 条 特許付与に対する異議申立

(1) 特許付与に関する通知の公告後 9 月以内は、何人も、国の関係手数料を納付して、特許付与に対する異議申立を特許庁に提出することができる。異議申立は、書面により行う。異議申立人は、論拠及び本法への言及を申立書の中で示さなければならない。前記の期限の到来後は、異議申立人は、異議申立の当初の法的根拠を変更してこれを拡大することはできないが、審判部が決定を下すまでは、異議申立の基礎となっている事実を確認する(明確にする)追加書類及び資料を提出することができる。

(2) 特許付与に対する異議申立は、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 30 条(1)及び(2)又は第 36 条(1)に基づいて提出することができる。

(3) 特許付与は、民事訴訟法に定める手続に従い、本法のその他の要件に基づいて裁判所で争うことができる。

(4) 審判部は、提出された異議申立に関して特許所有者に通知し、かつ、応答を提出するための3月の期限を決定する。

(5) (1)に定める期限内に異議申立を提出しない場合でも、民事訴訟法に定める手続に従い、特許付与について裁判所に上訴することができる。

第42条 審判請求及び異議申立の審理

(1) 第39条に基づいて提出された審判請求及び第41条(1)に基づいて提出された異議申立は、審判部が審理する。

(2) 審判請求は、これの特許庁での受領後3月以内に審理する。

(3) 異議申立は、争われている特許の所有者の答弁を受領してから又は答弁の提出のために定めた期限の到来から3月以内に審理する。

(4) 審判請求人又はその代理人を、特許庁の決定に対する審判請求を審理する審判部での口頭審理に招致するものとするが、審判部の決定が第三者に係わる可能性がある場合は、当該人又はその代理人も係わることができる。異議申立人及び争われている特許の所有者を、特許付与に対する異議申立を審理する審判部での口頭審理に招致する。前記の者は、必要な書類及び資料を提出すること並びに口頭説明を行うことができる。

(5) 審判部は、審判請求の全面的若しくは部分的な承認について又は審判請求の拒絶について決定を下す。当該決定により、特許庁の関係決定は、撤回され、訂正され又は効力の維持を認められる。審判請求に関係する事件において新たな事実が明らかになった場合は、審判部は、特許出願の審査を再度行うことについて決定を下すことができる。

(6) 審判部は、異議申立の全面的若しくは部分的な承認について又は異議申立の拒絶について決定を下す。また、当該決定により、争われている特許は、出願日から無効と宣言され、有効とされ、又は補正された形で有効とされる。

(7) 審判部は、他の者の同席なしに決定を下す。決定の主文は口頭審理の終了時に発表されるが、証拠で裏付けた決定書は、1月の期限内に(4)にいう者に送付される。審判部の決定に事件の関係人の何れかが納得しない場合は、当該人は、決定の正確な写しを受領してから6月以内に、行政手続法に定める手続に従い、当該決定について裁判所に上訴することができる。

(8) 裁判所に対し申請が行われた場合は、審判部の決定の適用を停止する。

(9) 利害関係人は、審判部の決定に関する陳述が裁判所に提出されているか否かに拘らず、民事訴訟法に定める手続に従って付与された特許について争うことができる。審判部の決定に関する行政事件が審理される前に当該主張が提出された場合は、その主張の判定があるまで、行政手続は停止する。

第43条 特許の効力維持

(1) 特許の効力を維持するためには、国の年次手数料を納付しなければならない。当該国の手数料は、特許付与に関する通知が第38条(1)に基づいて公告された年に引き続く各年について納付しなければならない。出願日の周年日を各年度の開始日とみなす。特許の効力維持に係る国の手数料は、その納付年度の、出願日を包含する月の末日までに納付された場合に納付されたとみなす。国の手数料が所定の期限内に納付されなかった場合であっても、特許所有者が追加の6月の期間内に追加手数料とともに国の手数料を納付したときは、特許の効

力は維持されているとみなす。

(2) (1)にいう追加手数料は、納付されなかった国の手数料の25%とする。

第44条 期限の延期

(1) 特許庁は、本法に定める期限を、3月を超えない期間で延期することができる。ただし、関係期限の終了前に特許庁がその旨の請求を受領し、かつ、期限延期に係る国の手数料が納付されていることを条件とする。

(2) (1)は、第6条(1)、第28条(5)、第29条(1)及び(3)、第39条、第41条(1)、第43条(1)、第45条(2)、第46条(2)、第71条(2)及び(3)、第76条(1)にいう規則の第7条並びに同条(2)にいう規則の第7条に定める期限には適用しない。

第45条 期限不遵守後の手続

(1) 特許庁での行為に関して本法に定める期限を遵守しなかった出願人は、その後の処理を請求することができる。

(2) 不遵守の期限内に規定の行為が履行され、かつ、その後の処理に係る国の手数料が納付された場合は、その後の処理に関する請求は、期限不遵守に関する特許庁の通知又は権利の喪失に関する通知の受領後2月以内に提出しなければならない。規定の行為が履行されなかったか又はその後の処理に係る国の手数料が納付されなかった場合は、請求は取り下げられたものとみなす。

(3) その後の処理に関する請求が認められた場合は、期限の不遵守は、如何なる法的効果も有さない。

(4) (2)にいう期限、審判請求及び異議申立に係る期限、国の手数料の各年の納付に係る期限、欧州特許クレームのラトビア語翻訳文を提出すべき期限が遵守されなかった場合又は権利の回復、優先権の変更若しくは追加又は優先権の回復に関する請求が行われた場合は、その後の処理を請求することはできない。

第46条 権利の回復

(1) 特許の出願人又は所有者が特許庁における行為に関して本法に定める期限を遵守せず、かつ、期限不遵守の直接的な結果により特許出願の拒絶、特許出願の擬制取下、特許の取消又はその他の権利の喪失となる場合は、特許の出願人又は所有者は、特許庁に対して請求を提出することにより、関係権利の回復を請求することができる。

(2) (1)に基づく権利回復に関する請求は、期間不遵守の理由が除去されてから2月以内、ただし所定の期限の到来から1年以内に提出しなければならない。第29条(1)による権利回復に関する請求は、関係期限の到来後2月以内に提出しなければならない。権利回復に関する請求は、権利回復に関する国の手数料が納付された時に提出されたものとみなす。

(3) (1)に規定する場合において、期限不遵守の理由が正当であるとされ、かつ、(2)の要件が満たされた場合は、特許庁は、特許の出願人又は所有者の特許出願又は特許に係る権利を回復するものとする。

(4) 権利回復に関する請求の全面的又は部分的な拒絶に先立って、特許庁は、全面的又は部分的な拒絶の理由を特許の出願人又は所有者に書面で通知すると共に、当該通知の受領日後3月以内に拒絶の理由に関する説明を提出するようこれらの者に求める。

(5) 次について定める期限が不遵守の場合は、権利回復を請求することはできない。

- 1) 権利回復に関する請求の提出(本条(2))
- 2) 特許出願に係る国の出願手数料の納付(第 28 条(6))
- 3) 先の出願の写しの提出(第 29 条(3))
- 4) 優先権の変更又は追加に関する請求の提出(第 29 条(3))
- 5) 審判請求の提出(第 39 条)
- 6) 異議申立の提出(第 41 条), 及び
- 7) その後の処理に関する請求の提出(第 45 条(2))

(6) 特許出願の公開後にラトビア領域内において、(1)に基づく権利の喪失と権利回復に関する通知が特許庁公報において公告された日との間の期間内に、善意にて、商業目的で発明を利用したか、又は当該利用のために必要な準備作業を行った者は、その後も、準備作業の期間に計画した範囲で、妨害を受けることなく、かつ、特許の出願人又は所有者に報酬を支払うことなく、商業目的で当該発明を利用することができる。

第 47 条 特許登録簿

(1) 特許登録簿は、特許登録簿の分冊の形で維持する。特許登録簿は、特許庁が管理する。特許登録簿の記入事項は、公的に信頼可能なものでなければならない。

(2) 特許登録簿には、次のとおり 3 の分冊を含める。

- 1) 公開後の特許出願及びそれに基づいて付与された特許は、第 1 分冊に登録する。
- 2) ラトビア共和国において効力を生じた後の欧州特許は、第 2 分冊に登録する。
- 3) 公開後の補充的保護証明書出願及びそれに基づいて付与された補充的保護証明書は、第 3 分冊に登録する。

(3) 内閣は、特許登録簿の分冊に含める情報に関する特許登録簿の維持手続を定める。

第 48 条 特許出願及び特許登録簿の情報の公衆閲覧

(1) 特許出願の公開前においては、その資料は、出願人の同意書がある場合に限り、第三者の利用に供することができる。

(2) 特許庁は、特許付与に起因する権利がその者の権利又は責任に係わる可能性がある事実に関する情報を提供した者に対して、特許の出願人又は所有者の同意なしに当該特許出願ファイルの書類及び資料を閲覧することを認める。当該情報は、特許の出願人又は所有者が自己の権利を前記の者に対して行使するための措置を取ること、又は当該前記の者が第 12 条(1)、(2)又は(3)に基づいて特許を受ける権利を有することの証拠にもなるものとする。

(3) 第 11 条の場合を除き、特許の公告後は、特許付与に関するファイルの書類及び資料は、関係請求を提出した如何なる者の利用にも供するものとする。

(4) 特許庁は、(1)、(2)又は(3)に基づいて出願及び登録ファイルの閲覧を認めるに際し、ライセンス契約及び権利移転の書類中の特定の情報の閲覧を拒絶することができる。ただし、特許の出願人又は所有者が、当該情報は商業秘密であることを表示していることを条件とする。ファイルに含まれる特許庁の内部書類、決定案文及びこれらの準備資料は、閲覧制限情報とみなす。

(5) 何人も、特許登録簿の分冊を閲覧する権利を有する。何人も、請求書を提出して、特許登録簿の抄本を受領する権利を有する。受領者の請求があった場合は、抄本の交付日の表示、

特許庁職員の署名及び印章により抄本の正確性を証明するものとする。

(6) 特許庁は、情報の受領に係る国の手数料が納付された場合は、特許登録簿に含まれる情報の抄本並びに書類及び資料の写しを交付する。

第 49 条 特許庁における行為に係る国の手数料

(1) 内閣は、発明保護のために納付すべき国の手数料及び関係割引の額を定める。

(2) 国の手数料は、第 28 条(6)、第 30 条(3)、第 36 条(1)、第 38 条(1)及び(6)、第 39 条、第 41 条(1)、第 43 条(1)、第 44 条(1)、第 45 条(2)、第 46 条(2)、第 48 条(6)、第 51 条(4)、第 52 条(4)、第 58 条(1)2)、第 71 条(2)及び(3)、第 74 条(2)並びに第 76 条(3)及び(4)に規定する場合において、これらの条文に定める手続に従って納付しなければならない。

第 VII 章 所有権の対象としての特許

第 50 条 特許の所有権の本質

(1) 特許又は特許出願に基づく発明に係る権利は、法的取扱により、民法にいう意味での動産に係る権利と同一とみなされる。本法に別段の規定がない限り、動産及び動産取引に関する一般規範が前記の権利に適用される。特許及び特許出願に関連する所有権は、売却し、贈与の申出をし又はその他の方法で私的な法的流通に含めることができ、権利承継手続に従って相続若しくは取得することができ、質権の対象とし又はその他の方法で所有権に従属させることができ、また、支払不能その他の場合において、裁判所の差止命令に基づきこれらの権利の回復を図ることができる。

(2) 特許又は特許出願に係る 2 以上の者の共同所有権は、これらの者が相互に締結した契約において定めるものとする。契約を締結していない場合は、各共同所有者は、自己の裁量により特許又は特許出願を利用することができる。すべての特許又は特許出願の未分割の持分及び各共同所有者自身の特許又は特許出願は、すべての共同所有者の合意又は裁判所の判決による場合に限り、他人に譲渡すること又は他人にライセンスを付与することができる。

(3) 特許に関係する取引は、特許庁における登録及び特許庁公報での公告の後に、第三者に対して拘束力を有する。

(4) 特許の他人への移転(第 51 条)及びライセンス付与(第 52 条)は、前に第三者に付与されたライセンスには影響を及ぼさない。特許を受ける権利の承認に関して裁判所に権利主張をした者(第 13 条)は、前に付与されたライセンスその他の特許に対する負担は特許を受ける権利の回復に関する裁判所の判決が効力を生じる日から無効である旨を宣言するよう請求することができる。ただし、これらの負担が権利承継人には係わらないか又は関係事情において不当な責任を権利承継人に課さない場合に限る。

第 51 条 特許及び特許出願の他人への移転

(1) 特許所有者は、特許を利用している事業若しくはその一部と共に、又は当該事業とは別個に、特許を他人に移転する権利を有する。

(2) 特許庁は、関係する申立、権利承継の証明書類及び国の手数料の納付を確証する書類の受領後に、登録特許所有者の変更に関する情報を特許登録簿に記入し、かつ、特許庁公報において公告するものとし、また、特許登録簿に行った記入に関する通知を特許所有者に送付する。

(3) 特許登録簿に記入された者は、特許所有者とみなす。特許所有者の変更の特許登録簿への設定までは、権利承継人は、特許取得に起因する権利を第三者に対して行使することができない。

(4) 特許庁が特許付与に関する決定を下す前に、関係する申立、権利承継の証明書類及び国の手数料の納付を確証する書類が受領されている場合は、特許出願を他人に移転することができる。特許出願の審査は、新たな出願人について続行する。

(5) 内閣は、特許及び特許出願の他人への移転手続を定める。

第 52 条 ライセンス契約

(1) 特許所有者は、ライセンス契約により、特許利用の権利を全面的又は部分的に他人に付

与する権利を有する。ライセンス契約に従って、排他的ライセンス又は非排他的ライセンスを付与することができる。

(2) ライセンシー(受領当事者)がライセンス契約に定める規定に基づいて特許利用の排他権を取得した場合は、当該ライセンスは、排他的ライセンスと認められるが、ただし、ライセンサーは、自己の特許利用の権利をライセンシーに移転していない限り、この権利を保有する。

(3) ライセンサー(付与当事者)が、特許利用の権利を他人に付与する際に、自己の当該特許利用の権利並びに同一特許の利用に係る非排他的ライセンスを第三者に付与する権利を保有する場合は、当該ライセンスは、非排他的ライセンスと認められる。

(4) ライセンス契約は、第三者との関係では、特許庁におけるその登録後に効力を生じる。ライセンス契約の登録に係る国の手数料を納付しなければならない。

第 53 条 オープンライセンス

(1) 特許所有者は、すべての利害関係人に特許利用の権利を付与する用意があること(オープンライセンス)について特許庁に通知することができる。特許庁は、当該通知を特許庁公報において公告する。通知の公告後、特許の効力を維持するためのその年度の国の手数料は、50%減額される。特許所有者と当該利害関係人とがオープンライセンス契約に関する条件に関して合意に至らなかった場合は、当該条件は、民事訴訟法に定める手続に従って裁判所が定める。

(2) 第 51 条に基づいて所有権が全面的に他人に移転した場合は、オープンライセンスを付与する用意があることに関する通知は、その変更が特許登録簿に施され、かつ、オープンライセンスの付与に関する通知が特許庁公報において公告された日に取り下げられたものとみなす。

(3) オープンライセンスに関する通知は、特許所有者が当該発明の利用希望に関する通知を受けていないことを条件として、特許庁に請求を提出することにより、いつでも取り下げることができる。取下は、特許庁が関係請求に関する通知を特許庁公報において公告した日に効力を生じる。50%減額されたその年度の国の手数料は、ライセンス取下の日から 1 月以内に全額納付しなければならない。その年度の国の手数料が 1 月以内に納付されなかった場合は、第 43 条(2)に基づいて 6 月の期限が開始する。

(4) 特許登録簿に排他的ライセンスに関する記入がある場合又は排他的ライセンスの登録請求を特許庁が受領している場合は、オープンライセンスを付与する用意があることに関する通知を提出することができない。

第 54 条 強制ライセンス

(1) 出願日から 4 年以内又は特許付与に関する通知が公告された日から 3 年以内に、特許発明がラトビア共和国において利用されなかったか又は十分な程度で利用されなかった場合は、何人も、本法及び裁判所の判決に従って当該特許発明の利用許可(強制ライセンス)の自己への付与を請求する申請を行政裁判所に対して行うことができる。特許所有者が当該発明を利用しなかったこと又は十分な利用をしなかったことについて正当な理由が存在することを裁判所に証明した場合は、この規定は適用されない。

(2) 生物工学的発明の特許所有者が、植物品種に係る先の権利を侵害することなしには当該

発明を利用することができない場合は、当該人は、前記の権利により保護されている当該植物品種の利用のための強制ライセンスを申請して、裁判所が定める補償金を当該植物品種の所有者に支払うことができる。当該ライセンスが付与された場合は、植物品種の所有者は、保護されている発明の利用に関する正当な条件を伴うクロスライセンスを受ける資格を有する。

(3) 次の何れかの場合は、(1)及び(2)に従って、特許発明の強制ライセンスを取得することができる。

1) 特許対象又は特許方法により得られる製品がラトビア住民の福祉、保護又は経済的利益を確保する上で決定的に重要な場合、又は

2) 他の先の特許発明を利用することなしには経済的に極めて重要な発明を利用することができない場合

(4) 請求人が合理的な期間内に特許所有者からライセンスを取得するために努力したが、商業的に受け入れ可能な条件で取得することができなかった場合は、裁判所が強制ライセンスを付与する。

(5) ラトビアにおいて緊急事態が宣言された場合は、内閣が強制ライセンスを付与することができる。

(6) (3)1)に規定する場合において、裁判所は、強制ライセンスの付与に関して事実を審理する際に、更に次の条件にも従うものとする。

1) 特許利用に関する範囲及び期限は、強制ライセンス付与の目的によって制限することができる。

2) 強制ライセンスは、非排他的ライセンスと同等とみなす。

3) 強制ライセンスは、関係特許の利用に直接関係している事業又はその事業の一部と共に移転される場合を除いて、他人に移転することができない。また

4) 強制ライセンスは、ラトビア国内市場における利用について付与するものとする。

(7) (3)2)に規定する場合において、裁判所は、強制ライセンスの付与に関して事実を審理する際に、更に次の条件にも従うものとする。

1) 先に(最初に)付与された特許の所有者は、合理的な条件で、後の特許所有者の発明の利用に係るクロスライセンスを請求することができる。また

2) 最初の特許に係るライセンスは、後の特許に係る権利と共に移転するのではない限り、その後移転してはならない。

(8) (1)又は(3)1)にいう事実が消滅し、かつ、その再度の発生が殆ど考えられない場合は、裁判所は、強制ライセンスに係る期限について決定することができる。

(9) 強制ライセンスの所有者は、特許所有者に補償金を支払うものとし、その額は、裁判所が当該ライセンスの経済価値、発明利用の範囲及びその他の事情を勘案して決定する。

第 VIII 章 特許の無効

第 55 条 早期の特許失効

(1) 早期の特許失効は、次の何れかの場合に生じる。

- 1) 特許所有者が関係届を特許庁に提出して特許を放棄した場合
- 2) 特許の効力維持に係る国の手数料の第 43 条に基づく納付がされていない場合、又は
- 3) 第 56 条に従って、特許が効力を有さない場合

(2) (1)1) に関して、当該届が他の規制法令、他の機関の決定若しくは特許登録簿に登録されたライセンス契約その他の契約の条件に基づいて第三者の権利に影響を及ぼす場合又は当該特許に関して権利主張が裁判所に提起されている場合は、関係当事者の同意なしに特許失効は生じない。

第 56 条 特許無効の根拠

特許無効は、次の何れかの場合に生じる。

- 1) 特許の対象が第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条又は第 10 条の要件を満たさない場合
- 2) 発明の本質が、当該特許において当該技術の熟練者が当該発明を実施可能なように明確かつ完全には開示されていない場合(第 30 条(1))
- 3) 特許の対象が、原特許出願の範囲を超える場合(第 36 条(1))又は特許が分割出願に基づいて付与されているときは、原特許出願の範囲を超える場合、又は
- 4) 特許がこれを受ける権利を有さない者に付与されている場合(第 12 条)

第 57 条 特許の無効

(1) 第 56 条の条件に基づき、裁判所は、民事訴訟手続に従って特許を無効と宣言することができる。

(2) 何人も、第 56 条 1)、2) 及び 3) の条件を遵守して、特許無効についての権利主張の陳述を裁判所に提出することができる。

(3) 第 12 条に従って発明を受ける権利を有する者は、第 56 条 4) に基づいて特許の無効を請求することができる。

(4) 特許無効についての裁判所への権利主張の陳述は、特許の全有効期間を通じて提出することができる。裁判所への権利主張の陳述提出時又はその権利主張の判定の間に特許の有効期限が到来したか又は特許所有者の発意に基づき特許が特許登録簿から除外された場合でも、特許は無効とされるものとする。

第 58 条 特許の限定

(1) 次の何れかの場合は、特許により付与された権利の範囲を限定することができる。

1) 裁判所が、第 57 条に基づいて特許無効に関する事件を審理して、特許を部分的に無効とした場合。第 56 条 1)、2) 及び 3) にいう事情が全面的には当該特許に該当しないときは、裁判所は、特許のクレームを限定するものとする。又は

2) 特許所有者が、国の手数料を納付した上で、特許のクレーム、明細書又は図面を修正して、特許範囲の限定についての申請を特許庁に提出した場合

(2) 第 41 条に定める異議申立手続の間又は特許無効に関する法的手続が行われている間は、(1)2)に基づく申請を提出することはできない。

(3) (1)2)に基づく場合は、特許所有者に限り、裁判所に訴訟を提起することができる。ライセンス付与に関する情報が特許登録簿に記入されている場合は、特許所有者は、ライセンシーの同意を得ていること又は特許を限定する自己の意図について少なくとも 3 月前にライセンシーに通知したことを証明する場合に限り、当該申請を提出することができる。

第 59 条 特許の無効から生じる効果

(1) 特許が第 56 条及び第 58 条に従って無効とされた場合は、当該発明は、特許出願日から、当該特許が無効とされた範囲で、本法に規定する法的保護を喪失するものとみなす。

(2) 特許の無効は、次のものについては効力を有さない。

1) 特許無効に関する判定が下される前に既に履行されている特許侵害に関する裁判所の判決、及び

2) 特許無効に関する判定が下される前に締結され、かつ、当該判定が下される前に履行された契約。裁判所は、関係事情において衡平法上の原則に合致する限り、契約に規定する金額で既に支払われたものの払戻を決定することができる。

第 IX 章 特許に関する権利の保護

第 60 条 発明者の権利の保護

発明者の資格が侵害されたか又は発明者の権利がその他の態様で侵された場合は(第 14 条), 発明者は, 個人への権利侵害に関する民法の規範に基づいて, 裁判所に申請することができる。

第 61 条 排他権に関する警告

(1) 特許所有者及びその同意を得たライセンシーは, 発明が実施され又は含まれている製品に, 特許番号を表示して警告表示するか又は特許出願の存在に関して警告する文言を付す権利を有する。特許所有者の名称(称号)及び特許付与日又は出願日を警告標章に表示するものとする。

(2) 警告標章は, 特許保護を受けない製品に付してはならない。虚偽の警告は, 不当競争の表現とみなす。

(3) 特許所有者は, 自己の排他権をある者が侵害していると考え理由を有する場合は, 侵害の可能性に関して当該人に警告することができる。

第 62 条 発明の違法利用(特許侵害)

(1) 発明の違法利用—本法第 16 条の意味での所有者の同意なしでの特許の利用が特許の有効期間中に行われた場合は—特許所有者の排他権の侵害とみなす。

(2) 特許所有者は, 民事訴訟手続に従い, 特許の違法利用に関して裁判所に権利主張を提起することができる。ライセンシーは, 特許所有者の同意を得て, 特許の違法利用に関して裁判所に権利主張を提起することができる。排他的ライセンシーが書面により特許所有者に対して権利主張を裁判所に提起するよう求めたにも拘らず, 特許所有者がこれをしない場合は, 前記の同意を必要としない。

(3) (2)に基づいてライセンシーが特許の違法利用に関する権利主張を裁判所に提起した場合は, 特許所有者は, 当該訴訟に参加する権利を有する。

(4) ライセンシーは, 当該訴訟に参加して, ライセンスを受けた特許の違法利用に起因する損害の賠償を請求することができる。

第 63 条 特許の違法利用に係る責任

(1) 第 62 条に従って特許侵害の事実が証明された場合は, 特許の違法利用に係る責任が生じる。侵害事実の立証は, 原告(特許所有者又はライセンシー)の責任とする。

(2) 特許の対象が新しい製品を取得するための方法である場合は, 同等の製品は, 特許所有者の同意なしに当該特許方法により得られたとみなす。この場合は, 特許侵害の不存在の立証は, 被告の責任とする。裁判手続の間, 商業秘密の保護に係る被告の権利を考慮に入れるものとする。

(3) 特許の違法利用に関して裁判所に権利主張を提起された者は, 特許を利用していないこと又は他の理由により当該活動を中止しなければならないことのみに基づいて, 当該権利主張に反対理由を出すことはできない。被告は, 第 56 条 1), 2) 及び 3) による特許無効に関して, 裁判所に反訴を提起することができる。この場合は, 特許が有効とされる場合に限り,

特許侵害を決定することができる。

(4) 特許の違法利用に係る責任及びこの責任の範囲を決定する際には、第 61 条(3)にいう警告を受けた事実を考慮に入れることができる。

第 64 条 損害賠償及び精神的被害補償の決定に係る手続

(1) 特許の違法利用がある者の過失によりなされた場合は、第 62 条(2)に言う権利の所有者は、生じた損失及び精神的被害の補償を請求することができる。

(2) 損失及び精神的被害の補償額は、民法に基づいて決定する。補償額を決定する際は、当該特許を不法に利用した者が違法に得た利益を考慮に入れることができる。

(3) (2)に基づいて実際の損失の額を決定することができない場合は、損失補償額は、特許利用の権利をライセンシーへ移転したとすれば特許所有者が受け取る筈である額により決定する。

第 X 章 裁判所における紛争の審理

第 65 条 裁判所の管轄権

(1) 特許又は本法に基づく排他権その他の権利に関する紛争は、動産に関する民法の規範に従って民事責任が規定されている紛争を審理するのと同じの手続に従って、裁判所がこれを審理する。ただし、本法その他の規制法令に別段の規定がない場合に限る。

(2) 第 1 審裁判所としてのリガ地方裁判所は、民事訴訟手続に従って発明の法的保護に関する次の事件を審理する。

- 1) 特許に係る権利の回復に関する事件
- 2) 特許無効に関する事件
- 3) 先使用の権利に関する事件
- 4) 特許の違法利用(特許侵害)に関する事件
- 5) 特許侵害不存在の事実の決定に関する事件
- 6) ライセンス付与、ライセンス契約の規定又はその履行に関する事件、及び
- 7) 発明の公然利用ができないことによる補償を受ける権利に関する事件

(3) その他の紛争の管轄権は、民事訴訟法に基づいて決定する。

第 66 条 特許事件についての意見

特許及び第 58 条(1)に基づく特許範囲の限定に関係する事件において、第 5 条及び第 7 条の要件を発明が満たしているか否かに関する決定を下す上で情報又は意見が必要とされる場合は、特許庁は、これらを裁判所に提供する。

第 67 条 権利主張の提出期限

(1) 特許に関する紛争において、権利主張の裁判所への提出期限は、被害当事者が自己の権利が侵害されている事実を発見したか又は発見したと考えられる時から 3 年とする。

(2) 付与された特許の無効(第 57 条)、ライセンス付与又はライセンス契約の規定に関する紛争に係る権利主張は、特許の全有効期間を通じて裁判所に提出することができる。

第 XI 章 特許協力条約に基づく国際出願

第 68 条 国際出願

- (1) 特許庁は、特許協力条約の枠内で、受理官庁としての機能を果たす。
- (2) 特許庁は、国際出願がラトビアの国民若しくは永住者又はラトビアにおいて登録されている法人により提出された場合は、これを受理する。
- (3) 国際出願は、ラトビア語、英語、フランス語、ロシア語又はドイツ語により提出する。出願がラトビア語により提出された場合は、出願人が選択した国際調査機関又は国際予備審査機関如何によって、英語、フランス語、ロシア語又はドイツ語による出願の翻訳文を、特許協力条約、特許協力条約規則及び特許協力条約実施細則に定める期限内に特許庁に提出しなければならない。
- (4) 出願移送に係る料金は、国際出願の提出に係る特許庁に納付しなければならない。納付期限は、特許協力条約により定められる。
- (5) 国際調査及び国際予備審査は、特許庁になされた国際出願について、出願人の選択により、特許協力条約に定める当局が行う。
- (6) 特許協力条約第 2 条(viii)に基づく国際出願におけるラトビアの指定又は選択は、欧州特許条約に基づくラトビアで機能する欧州特許の取得を希望するものとみなす。

第 XII 章 欧州特許出願及び欧州特許

第 69 条 欧州特許出願

(1) 欧州特許出願は、分割出願を除いて、特許庁にすることができる。出願は、欧州特許条約第 14 条(1)及び(2)にいう何れかの言語によりすることができる。

(2) 国防上の利益に影響を及ぼす発明に関する第 11 条の条件は、欧州特許出願に適用する。

第 70 条 ラトビアにおける欧州特許出願の法的効果

(1) 欧州特許庁が出願日及び優先日(優先権が請求されている場合)を付与した欧州特許出願は、欧州特許庁における審査の結果如何に拘らず、特許庁になされ、かつ、本法に基づいて手続が完了した特許出願と同等であるものとする。

(2) 欧州特許条約第 67 条に基づいて欧州特許出願が公開された場合は、出願人が当該発明をラトビアにおいて利用する者に対して公開された欧州特許出願のクレームのラトビア語翻訳文を送付してそのことを当該人に伝達した日又は出願人の請求に基づいてそのことが特許庁公報において公告された日から、本法第 18 条(2)に従って、当該発明に仮の法的保護を付与する。欧州特許出願が取り下げられたか又は取下とみなされる場合は、当該出願は、本条にいう結果とならない。

(3) 特許庁は、出願人がクレーム公告に係る手数料納付をする場合は、(2)に基づくラトビア語による欧州特許出願のクレームを公告する。

第 71 条 欧州特許の法的効果

(1) ラトビアが指定国である欧州特許は、特許の付与に関する欧州特許庁の通知が公告された日から、国内特許と同一の権利を付与される。

(2) 特許の付与に関する欧州特許庁の通知が欧州特許条約 64 条に基づいて欧州特許庁公報に公告されてから 3 月以内に、当該特許の所有者は、欧州特許のクレームのラトビア語翻訳文を特許庁に提出し、かつ、その公告に係る国の手数料を納付しなければならない。内閣は、その翻訳文提出に係る手続を定める。

(3) 欧州特許庁に提出された特許付与に対する異議申立を審理した後、クレームを補正した上で当該欧州特許の効力が維持される場合は、特許所有者は、欧州特許の効力維持に関する決定が公告されてから 3 月以内に、補正クレームのラトビア語翻訳文を特許庁に提出し、かつ、公告に係る国の手数料を納付しなければならない。第 41 条の条件は、欧州特許の付与に対する異議申立には適用しない。

(4) (廃止)

(5) 特許庁は、(2)又は(3)に従って提出された翻訳文を特許庁公報において速やかに公告する。

(6) (2)にいう期限内に(2)又は(3)にいう翻訳文が提出されなかったか又は公告に係る国の手数料が納付されなかった場合は、当該欧州特許は、特許出願の出願日からラトビアにおいて無効であるものとみなす。

(7) 欧州特許庁が、特許の付与に対して受領した異議申立を審理した後に、当該特許を無効にした場合は、当該欧州特許は、出願日からラトビアにおいて、本章に規定する法的効果を有さない。

第 72 条 欧州特許出願又は欧州特許の正本

(1) ラトビアの特許庁又は裁判所における欧州特許出願又は欧州特許の審査の如何なる段階においても、欧州特許庁の手續言語によって作成されたこれらのテキストを正本とする。

(2) 第 71 条(2)及び(3)に関して、提出された欧州特許の翻訳文は、欧州特許の無効(第 56 条)に関係する裁判事件における翻訳文であってその中の欧州特許出願又は欧州特許のクレームの翻訳文が欧州特許庁の手續言語による欧州特許出願又は欧州特許と比較して狭い保護を与えるものを除いて、真正とみなす。

(3) 欧州特許の出願人又は所有者は、欧州特許の全有効期間を通じて、クレームの訂正翻訳文を提出することができる。訂正翻訳文は、特許庁公報における公告の後に又は欧州特許の出願人若しくは所有者がラトビアにおいて発明を利用する者にこれを通知した後に効力を生じる。

(4) 訂正翻訳文の公告日前にラトビア領域内において、最初に公告された特許出願及び特許の翻訳文の付与された保護の範囲を侵害することなく、善意で、自己の事業において若しくは自己の事業での必要性のために当該発明を利用したか又は当該利用に必要な準備作業を行った者は、その後も、発明利用の範囲が拡大されないことを条件として、妨害を受けることなくかつ特許所有者に報酬を支払うことなく、自己の事業において又は自己の事業での必要性のために当該発明を利用することができる。

第 73 条 欧州特許の効力維持に係る手数料納付

(1) 特許所有者は、欧州特許の付与に関する欧州特許庁の通知が公告された年に続く各年について特許の効力維持に係る手数料納付を特許庁にしなければならない。納付は、第 43 条に基づいて国内特許に係る国の手数料を納付するのと同じの手續により行うものとする。

(2) 欧州特許の付与に関する通知が欧州特許庁公報において公告されてから 3 月以内に当該納付をしなければならない場合は、この期間内にした納付は、所定の期限内にされたものとみなす。この場合は、第 43 条に規定する追加手数料を納付しないものとする。

(3) 欧州特許条約第 39 条に従って、特許の効力維持に係る年次手数料納付の一部は、欧州特許条約に定める手續に従って、特許庁から欧州特許機構に還付される。

第 74 条 欧州特許出願の国内特許出願への変更

(1) ラトビアにおける保護が請求されている欧州特許出願は、それが欧州特許条約第 77 条(3)に基づいて取下とみなされる場合又は当該出願の翻訳文が、欧州特許条約第 14 条(2)を遵守して、同条約第 90 条(3)に基づいて所定の期限内に提出されなかった場合は、国内出願に変更することができる。

(2) 出願人は、3 月以内に特許出願の変更に係る国の手数料を納付し、かつ、出願のラトビア語翻訳文を特許庁に提出しなければならない。

第 75 条 同時保護の不可能性

同一の出願日(優先権が請求されているときは同一の優先日)を有する同一の発明について、同一の者又はその権原承継人に欧州特許又は国内特許が付与された場合において、欧州特許庁が欧州特許条約第 99 条(1)にいう特許の付与に対する異議申立を受領しなかったときは、国内特許の効力は、異議申立の提出期限が経過した日から停止するものとし、また、異議申

立を受領したときは、当該異議申立の審理が完了し、かつ、欧州特許の効力維持に関する最終決定が下された日から停止する。

第 XIII 章 補充的保護証明書

第 76 条 補充的保護証明書の付与に係る規定

(1) 特許により医薬品が保護される場合は、医薬品に係る補充的保護証明書の創設に関する 1992 年 6 月 18 日の理事会規則 (EEC) No. 1768/92 に基づいて補充的保護証明書を付与する。

(2) 特許により植物保護製品が保護される場合は、植物保護製品に係る補充的保護証明書の創設に関する 1996 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会の規則 (EC) No. 1610/96 に基づいて補充的保護証明書を付与する。

(3) 補充的保護証明書を取得しようとする者は、関係出願を特許庁に提出しなければならない。その出願人は、出願に係る国の手数料を納付しなければならない。この出願については、第 13 条 (4) 及び (5) 並びに第 32 条の条件を適用する。

(4) 補充的保護証明書の効力維持に係る国の年次手数料を納付しなければならない。この場合は、第 43 条の条件を適用する。補充的保護証明書の効力の最終年が 1 年未満であっても、同年の手数料は、丸 1 年分を納付しなければならない。

経過規定

1. 本法の施行に伴い、1995年3月30日の特許法(1995, No. 10)を廃止する。
2. 第XII章の規定は、1973年10月5日の欧州特許の付与に関する条約がラトビアにおいて効力を生じた2005年7月1日から欧州特許庁に提出された欧州特許出願に適用する。1995年3月30日の特許法第V章の規定は、1995年5月1日から2005年6月30日までの期間内に提出された欧州特許出願に適用する。
3. 特許の付与に係る手続であって、特許出願がなされた日に有効であるものは、本法の施行前に特許庁に提出された特許出願に適用する。
4. 1995年3月30日の特許法に基づいて付与され、現に効力を有する特許は、本法の施行日から本法の規定に従って利用され、かつ、保護される。特許の法的保護の範囲及び特許に起因する権利(排他権を含む)は、本法に定める特許保護の範囲及び権利と同等とする。
5. 1995年5月1日までに欧州特許庁に出願された欧州特許の登録は、次に該当する場合は、ラトビアにおいて継続される。
 - 1) 特許所有者が、欧州特許の交付から1年以内に特許庁に關係申請をし、
 - 2) 特許及び発明についての説明、発明のクレーム、ラトビア語翻訳文であって発明の要約及び図面に付された字句についてのもの、についての公的に認証された写しが申請書に添付され、
 - 3) 關係手数料が納付され、かつ
 - 4) 発明に特許性がある場合
6. 登録欧州特許は、次の例外を除いて、国内特許に適用されるのと同等の法的効力を有し、かつ、本法の同一の規定が適用される。
 - 1) 特許により付与される排他権は、欧州特許の登録に関する通知を特許庁が公告した日に効力を生じ、欧州特許の登録請求を特許庁が受領した日から20年後までに終了する。
 - 2) 欧州特許のラトビアにおける登録請求を特許庁が受領する前に、発明の善意の利用が開始されたか又は当該利用のために必要な準備作業が行われた場合は、第22条の規定を登録欧州特許に関して適用する。また
 - 3) 欧州特許条約の他の締約国における欧州特許の無効又は効力の早期停止は、ラトビアにおいて登録された特許の無効の基礎とはみなさない。
7. 工業所有権保護に係る国の手数料に関する1998年8月18日の内閣規則No. 309は、それが本法に抵触しない限り、新たな内閣規則の施行日まで、ただし2007年9月1日までに限り、適用する。
8. 新内閣規則の施行日までで、遅くとも2011年4月30日までは、2007年9月4日の内閣規則No. 602、並びに職業特許弁護士の登録簿内容、登録簿の維持手続及び特許弁護士の資格試験の手続に関する規則を施行する。

欧州連合指令に関する参考情報

本法は、次の指令に起因する法律規範を包含する。

- 1) 生物工学的発明の法的保護に関する 1998 年 7 月 6 日の欧州議会及び理事会の指令 98/44/EC
- 2) 人間用の医薬品に係る共同体法典に関する指令 2001/83/EC を改正する 2004 年 3 月 31 日の欧州議会及び理事会の指令 2004/27/EC
- 3) 知的所有権の執行に関する 2004 年 4 月 29 日の欧州議会及び理事会の指令 2004/48/EC

本法は、2007 年 3 月 1 日から施行する。

本法は、2007 年 2 月 15 日に議会により採択された。